

人権侵害の国分寺まつり問題 市の対応は「未だ」「未だ」「今後未定」

国分寺まつり問題とは、2014年度と2015年度に行われた国分寺まつりにおいて、国分寺9条の会や、Bye Bye原発の会、ちよっと待つて原発の会/国分寺の3団体が、「政治的な意味合いのある」出店だからという理由で、出店を拒否されてしまっている問題です。

東京弁護士会が要望書

このことに関して、東京弁護士会は、今年8月、国分寺市や国分寺まつり実行委員会が、出店を拒否したことは「表現の自由の侵害」すなわち「人権の侵害」であると断罪し、今後、出店を拒否しないよう実行委員会に要望書を提出するとともに、国分寺市に対して、実行委員会に出店を拒否しないよう働きかけることを求める要望書を提出しました。

市の対応は、不誠実

9月27日の市議会・決算特別委員会で、日本共産党の幸野市議は、このことに関して、「東京弁護士会からの要望書に対応すべきだ」と求めたところ、担当課長は、要望書を受け取ってから1カ月以上もたつのに、いまだに「検討は行っていない」と答弁しました。

続けて幸野市議が「早急に対応を検討すべきだ」と追及したところ、「今後についても（検討するか）未定だ」と答弁し、驚く

べき不誠実な態度を示しています。

東京弁護士会は、弁護士法に定められた、全国の単位弁護士会の中でも最大の弁護士会であり、7000人を超える会員をもち、国分寺市も付属機関の委員の推薦などの際には東京三弁護士会を通じて様々協力を依頼している弁護士会であります。

この要望書は、その東京弁護士会からの会長名で出されている要望書であることと同時に、国分寺市と実行委員会に対して「人権侵害」を是正するべき、と憲法違反を厳しく指摘されているものであり、一般的な要望とは全く重要性が異なる要望書です。

にもかかわらず、この重大な要望書に対し、何の回答もしなければ、検討もしないというのは、国分寺市の見識が厳しく問われることとなります。

市議会・超党派で要望書

9月30日の市議会閉会后、市議会・超党派の有志11名の連名で「東京弁護士会からの文書の対応について」と題した要望書を、担当の市民生活部長に提出しました。

要望書では「東京弁護士会の見解に対し、速やかに回答をお願いする」と求めています。

子どもの医療費助成に対する減額調整措置の 早期見直しを求める意見書が全会一致で可決

本意見書については、日本共産党国分市議団が提案し、各党派の皆さんから意見をいただき、最終的に調整をしたうえで、本会議に上程、全会一致で可決することができました。

差はあるものの、全国どこの自治体でも実施している子どもの医療費助成制度ですが、実はこの実施によっ

て、国民健康保険制度における国の補助金を減額するというペナルティーを国が自治体に課しています。

この理不尽なペナルティーをやめてほしいという意見書を、国分寺市議会として国に対して提出するというものです。国分寺市では所得制限の撤廃など、さらなる制度の拡充に向けて検討を開始しています。

子どもの医療費助成に対する減額調整措置の早期見直しを求める 意見書（案）

現在、少子化対策は、喫緊の課題となっている。そのような状況の中、子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策であることから、全ての都道府県で子どもの医療費への補助を実施している。さらに、市区町村が独自の財源を上乗せして、子どもの医療費の窓口負担の軽減を図っている。国分寺市においては、子育て支援を目的に乳幼児及び児童に係る医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期診断、早期治療を目指し、乳幼児及び児童の保健の向上と健全な育成を図ってきた。

さらに、国分寺市は、子どもの医療費助成における所得制限の撤廃により一層子どもの医療費助成を充実させるため検討しているところである。

国は、こうした地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険制度の国庫負担を減額する措置を講じている。

政府は、現在、この減額調整措置の見直しの検討を進めているところであるが、その検討作業を遅滞なく進めていただきたい。

よって、国分寺市議会は、減額調整措置の早期見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日提出

東京都国分寺市議会